

# 会務月報

## 第496号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■令和6年5月常任理事会 議事概要

1. 日 時 令和6年5月30日（木）13:25～15:35
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数

常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数12名

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 児玉耕二  
副会長 白井 勇、木下賀之、上野浩也、井手添誠、原 行雄  
専務理事 居谷献弥  
常任理事 村田良太、石井繁紀、相原清安、樋上雅博、矢野敏明  
事務局 前田、野出、三浦、千浜、伊東、吉田

欠席者

副会長 岩本茂美  
常任理事 内田 要

5. 議 長

児玉耕二会長より議長について諮り、木下賀之副会長を議長に選任した。

6. 議事録署名人

児玉耕二会長、木下賀之副会長

7. 協議事項

- (1) 令和6・7年度役員候補者について

事務局より資料1によって、ブロック推薦同一業界内役員候補者、同一業界外理事候補者及び日事連会長推薦理事候補者について説明がなされ、協議の結果、原案のとおり了承した。

- (2) 第72回定時総会議案等について

- ①令和5年度事業報告

事務局より、資料2のうち報告事項の令和5年度事業報告について、会議、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、能登半島地震対応、建築士事務所全国大会、法制度対応、青年部会、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力及び会員動静等に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

- ②令和5年度決算承認の件

事務局より、資料2のうち第1号議案に該当する一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和5年度決算案について説明がなされた。

### ③役員選任の件

事務局より、資料2のうち第2号議案に該当する役員選任について説明がなされた。  
協議の結果、すべての原案を了承し、資料2を6月通常理事会に提案することを決定した。

### (3) 第72回定時総会等のスケジュール及び運営について

事務局より資料3によって、6月25日の第72回定時総会及び第141回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール、会場、議事、運営及び各単位会からの対面での参加人数等について説明がなされた。  
協議の結果、原案を了承し、資料4を6月通常理事会に提案することを決定した。

### (4) 令和6年度収支予算の変更について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

令和6年度収支予算について、住宅リフォーム・紛争処理支援センターの紛争処理委員増員のための講習会の委託が決定したため、団体補助金収入の増額及びそれに伴う関係支出科目の変更並びに確定した前期繰越収支差額の変更を行いたい。

協議の結果、原案を了承し、資料4を6月通常理事会に提案することを決定した。

### (5) 令和5年度単位会組織強化支援事業の支援金及び会員増強奨励金について

樋上総務・財務委員長より、資料5-1, 5-2によって次の趣旨の説明がなされた。

令和5年度単位会組織強化支援金額は、一部報告が遅れている単位会があり暫定で合計971.6万円としている。採択事業54件(34単位会)に対し、収入が支出を上回った事業及び事業を実施しなかった単位会もあり、実施完了事業は47件(33単位会)にとどまった。また、単位会に対する会員増強奨励金は、新規入会429構成員(@1万円)及び純増上位5単位会(@10万円)を対象に合計479万円としたい。

以下の発言がなされた。

原副会長—申請額より減額されているものがあるのはなぜか。

樋上総務・財務委員長—査定の結果、旅費・会議費等過大と思われるものは減額したため。

相原常任理事—旅費・会議費の減額調整について、三重会以外の単位会から苦情等出ていないか。

事務局—全単位会に、総務・財務委員会で決定したルールでお願いしている。一方的に指示している訳ではなく、説明しご理解いただいている。

上野副会長—三重会の旅費の支給基準等が、他の単位会より高すぎるのではないか。

協議の結果、支援金額を確定し、6月通常理事会に提案することを決定した。

### (6) 令和6年度単位会組織強化支援事業の採択案について

樋上総務・財務委員長より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会で検討の結果、過去に採択された事業が繰り返し申請された場合、支援金額を2年目75%・3年目50%に、旅費は20万円以内に調整し、28単位会・58件の申請に対し、28単位会・49件を対象に支援金総額1,153万円を内示する案とした。

協議の結果、原案を了承し、資料6を6月通常理事会に提案することを決定した。

### (7) 会員増強単位会表彰について

樋上総務・財務委員長より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

正副会長及び総務・財務委員長で構成する会員増強単位会表彰審査委員会で選考した結果、令和5年度の会員増加率及び増加数が上位である石川会、栃木会、山口会及び愛媛会を表彰対象としたい。

協議の結果、原案を了承し、石川会、栃木会、山口会及び愛媛会を表彰対象として6月通常理事会に提案することを決定した。

- (8) 「BIM技術者に対する技法、技術研修」の開催、運営及び講習テキストの作成、配布等に関わる業務委託契約締結について

居谷専務理事より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

BIM設計初級者を対象に、BIMを実際の建築プロジェクトに適用して完成させるための技法、技術、留意点の基本を習得するための2つのタイプの講習を実施し、円滑なBIM利用による建築設計業務の普及を一挙に進めたい。予算は、国土交通省建築BIM加速化事業による補助金を活用し、研修の実施及び各ベンダーとの連絡等は福岡会に業務委託する。

協議の結果、原案を了承し、資料8を6月通常理事会に提案することを決定した。

- (9) 令和6年度共同要望運動の実施について

石井広報・渉外委員長より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年度の4項目に1項目加えた5項目の地方公共団体共通の要望書と、新たに都道府県知事宛ての要望書の2種類を作成する。新規の知事宛ての内容は以下のとおり。

・建築士法第27条の2第7項に基づく研修の受講実績の活用について

- 1) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の受講実績を建築士事務所の登録・更新に際し、添付書類として活用していただくこと
- 2) 知事指定講習とされていない場合は知事指定講習にさせていただくこと

単位会への発送は、7月初旬を予定している。

協議の結果、原案を了承し、資料9を6月通常理事会に提案することを決定した。

- (10) 令和8年度建築士事務所全国大会の主管会について

事務局より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

令和8年度の建築士事務所全国大会の開催ブロックは近畿ブロックであるが、今般同ブロック協議会より京都会を主管会とする推薦があった。日程は令和8年10月、会場は京都市内を予定しているとのことである。

協議の結果、原案を了承し、令和8年度建築士事務所全国大会の主管会を京都会にすることを6月通常理事会に提案することを決定した。

- (11) 6月通常理事会の議題等について

事務局より資料11によって説明がなされ、協議の結果、原案のとおり6月通常理事会の議題を決定した。

## 8. 報告事項

- (1) 建築士事務所登録手数料の考え方に関する研究会の検討状況等について

居谷専務理事より、資料12によって研究会の検討状況、指定事務所登録機関（単位会）への登録事務にかかる調査及びスケジュール等について説明がなされた。単位会から都道府県に対して、国土交通省宛に要望書を提出するよう働きかけ、22県から国土交通省に要望書が提出されたが、変更届出の手数料設定について言及したところは皆無だった。

以下の発言がなされた。

石井常任理事－研究会で手数料の目安を取りまとめた後、どうなるのか。

居谷専務理事－国土交通省から、技術的助言として都道府県へ発出される予定である。

(2) 建築士法の抜本的改正の提案（中間報告）について

事務局より、資料13によって法制度対応特別委員会で検討した建築士法抜本改正の提案概要及び実現に向けた取り組み・課題等について説明がなされた。

児玉会長より、建築士法改正はハードルが高い。建築士会・J I Aで、統括建築士等の資格新設の議論が始まっているとの発言がなされた。

(3) 既存住宅状況調査制度普及促進の提案について

相原既存住宅状況調査専門委員長より、資料14によって委員会の意見、課題、制度の促進策について説明がなされた。

(4) 会員データベースに基づくネットワーク（業務連携）推進への提案について

居谷専務理事より、資料15によって委員会での検討経緯、ネットワーク（業務連携）・会員データベースの必要性、目的及び工程等について説明がなされた。

(5) 石川会での建築復興支援センターの設置について

児玉会長及び事務局より、資料16によって石川会での能登半島地震建築復興支援センター設置にかかわる業務内容及び運営体制等について説明がなされた。

(6) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料17によって令和6年1月から4月の単位会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等の報告がなされた。

(7) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料18によって報告がなされた。

(8) 経過報告について、事務局より資料19によって報告がなされた。

<配付資料>

資料1：令和6・7年度役員候補者他

資料2：第72回定時総会報告事項及び決議事項（案）

資料3：第72回定時総会及び第141回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び運営について

資料4：令和6年度収支予算の変更について

資料5－1：令和5年度単位会組織強化支援事業実施結果一覧表

資料5－2：令和5年度単位会組織強化支援事業単位会に対する会員増強奨励金

資料6：令和6年度単位会組織強化支援金事業総括表

資料7：会員増強単位会表彰について

資料8：令和6年度B I Mによる建築プロジェクト作成のための技法、技術研修について

資料9：令和6年度共同要望運動の実施について

資料10：令和8年度建築士事務所全国大会の主管会について

資料11：令和6年度6月通常理事会招集通知

資料12：「建築士事務所登録手数料の考え方」に関する研究会について

資料13：法制度対応特別委員会・活動報告

資料14：既存住宅状況調査専門委員会からの既存住宅状況調査制度普及促進の提案

資料15：会員データベースに基づくネットワーク（業務連携）推進への提案

資料16：令和6年度能登半島地震建築復興支援センター設置要項（案）

資料17：会員・構成員異動報告等

資料18：後援・協賛名義使用の件

資料19：経過報告

## ■令和6年6月通常理事会 議事概要

1. 日 時 令和6年6月6日（木）13：30～16：10

2. 場 所 日事連会議室

3. 理事会構成者総数、定足数及び出席者数

理事会構成者総数34名、定足数18名、出席者数29名

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 児玉耕二

副会長 白井勇、木下賀之、上野浩也、井手添誠、原行雄

専務理事 居谷献弥

常任理事 村田良太、石井繁紀、相原清安、樋上雅博、矢野敏明、内田要

理 事 安藤正道、伊藤公績、井上泉、大村修、小倉凡、加藤彰、川元茂、佐藤啓智、柴田淳一郎、  
瀧本裕之、千鳥義典、富樫亮、仲摩和雄、林田康孝、本澤崇、本間裕之

監 事 高橋清秋、林貞義

事務局 前田、伊東、野出、三浦、吉田

欠席者

副会長 岩本茂美

理 事 安藤春久、石崎和志、佐野吉彦、須田正美

5. 議 事

(1) 議長の選任

児玉耕二会長が議長に選任された。

(2) 議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の者であることが確認された。

児玉耕二会長、高橋清秋監事、林貞義監事

(3) 協議事項

1) 第72回定時総会議案等の承認の件

①令和5年度事業報告

居谷専務理事及び各常置委員会委員長より、資料1のうち報告事項の令和5年度事業報告について、会議、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、能登半島地震対応、建築士事務所全国大会、法制度対応、青年部会、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力及び会員動静等に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

なお、この報告は一般社団・財団法人法第91条第2項、定款第26条第8項に規定する理事の職務の執行状況報告を兼ねるものである旨、事務局より説明がなされた。

## ②令和5年度決算承認の件

居谷専務理事より、資料1のうち第1号議案に該当する一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和5年度決算案について説明がなされた。

続いて、林監事より、令和5年度決算について監査報告がなされた。

## ③役員選任の件

居谷専務理事より、資料1のうち第2号議案に該当する役員選任について説明がなされた。

議長より、以上の三項目について諮ったところ、第72回定時総会の報告事項及び議案とすることを承認した。

## 2) 第72回定時総会等のスケジュール及び運営の承認の件

事務局より資料2によって、6月25日の第72回定時総会及び第141回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール、会場、議事、運営及び各単位会からの対面での参加人数等について説明がなされた。

議長より、第72回定時総会等のスケジュール及び運営等について諮ったところ、異議なくこれを承認した。

## 3) 令和6年度収支予算の変更承認の件

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

令和6年度収支予算について、住宅リフォーム・紛争処理支援センターの紛争処理委員増員のための講習会の委託が決定したため、団体補助金収入の増額及びそれに伴う関係支出科目の変更並びに確定した前期繰越収支差額の変更を行いたい。

議長より、令和6年度収支予算の変更について諮ったところ、異議なくこれを承認した。

## 4) 令和5年度単位会組織強化支援事業の支援金及び会員増強奨励金の決定承認の件

樋上総務・財務委員長より、資料4-1, 4-2によって次の趣旨の説明がなされた。

令和5年度単位会組織強化支援金決定額は956.6万円となった。採択事業54件(34単位会)に対し、収入が支出を上回った事業及び事業を実施しなかった単位会もあり、実施完了事業は47件(33単位会)にとどまった。また、単位会に対する会員増強奨励金は、新規入会429構成員(@1万円)及び純増上位5単位会(@10万円)を対象に合計479万円としたい。

議長より、令和5年度単位会組織強化支援事業の支援金及び会員増強奨励金について諮ったところ、異議なくこれを承認した。

## 5) 令和6年度単位会組織強化支援事業の採択案承認の件

樋上総務・財務委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会で検討の結果、過去に採択された事業が繰り返し申請された場合、支援金額を2年目75%・3年目50%に、旅費は20万円以内に調整し、28単位会・58件の申請に対し、28単位会・49件を対象に支援金総額1,153万円を内示する案とした。

議長より、令和6年度単位会組織強化支援事業の採択案について諮ったところ、異議なくこれを承認した。

## 6) 会員増強単位会表彰承認の件

児玉会長より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

正副会長及び総務・財務委員長で構成する会員増強単位会表彰審査委員会で選考した結果、令和5年度の会員増加率及び増加数が上位である石川会、栃木会、山口会及び愛媛会を表彰対象としたい。表彰は福井大会式典で実施する予定である。

議長より、石川会、栃木会、山口会及び愛媛会を会員増強単位会表彰の対象とすることについて諮ったところ、異議なくこれを承認した。

7) 「B I M技術者に対する技法、技術研修」の開催、運営及び講習テキストの作成、配布等に関わる業務委託契約締結承認の件

居谷専務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

B I M設計初級者を対象に、B I Mを実際の建築プロジェクトに適用して完成させるための技法、技術、留意点の基本を習得するための2つのタイプの講習を実施し、円滑なB I M利用による建築設計業務の普及を一挙に進めたい。予算は、国土交通省建築B I M加速化事業による補助金を活用し、研修の実施及び各ベンダーとの連絡等は福岡会に業務委託する。

伊藤理事より、会員メリットとして、会員優先で受講できるようにしてほしいとの発言があり、居谷専務理事より、国庫等補助事業のためそのようなことはできないとの回答がなされた。

議長より、「B I M技術者に対する技法、技術研修」の開催、運営及び講習テキストの作成、配布等に関わる福岡会との業務委託契約締結について諮ったところ、異議なくこれを承認した。

8) 令和6年度共同要望運動の実施承認の件

石井広報・渉外委員長より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年度の4項目に1項目加えた5項目の地方公共団体共通の要望書と、新たに都道府県知事宛ての要望書の2種類を作成する。新規の知事宛ての内容は以下のとおり。

- ・建築士法第27条の2第7項に基づく研修の受講実績の活用について

1) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の受講実績を建築士事務所の登録・更新に際し、添付書類として活用していただくこと

2) 知事指定講習とされていない場合は知事指定講習にしていただくこと

単位会への発送は、7月初旬を予定している。

議長より、令和6年度共同要望運動の実施について諮ったところ、異議なくこれを承認した。

9) 令和8年度建築士事務所全国大会の主管会承認の件

事務局より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

令和8年度の建築士事務所全国大会の開催ブロックは近畿ブロックであるが、今般同ブロック協議会より京都会を主管会とする推薦があった。日程は令和8年10月、会場は京都市内を予定しているとのことである。

議長より、令和8年度建築士事務所全国大会の主管会を京都会にすることについて諮ったところ、異議なくこれを承認した。

(4) 報告事項

1) 建築士事務所登録手数料の考え方に関する研究会の検討状況等について

居谷専務理事より、資料10によって研究会の検討状況、指定事務所登録機関(単位会)への登録事務にかかる調査及びスケジュール等について説明がなされた。

以下の発言がなされた。

加藤理事—手数料の具体的な額は単位会と県との折衝になるだろうが、来年度の変更に間に合わせるためには、11月か2月の議会で条例改正を通してもらわなければならない。標準額はいつ頃示してもらえるのか。

居谷専務理事—具体的な時期は言えないが、国から都道府県へ技術的助言として発出されると考えている。  
原副会長—都道府県によって金額が異なるのは仕方がないが、予算査定に間に合うようにまとめてくれる  
のか。

上野副会長—手数料なので、予算措置は関係ない。

村田常任理事—会員への周知のため、年内に決着してほしい。

伊藤理事—変更届出の手数料は、受益者負担にしてほしい。

上野副会長—都道府県は、手数料条例になじまないと嫌がっている。

居谷専務理事—変更届出の手数料設定について、日事連からは常に主張しているが、研究会で決定される。

22県から国へ要望書が出されたが、変更届出手数料に言及したところの一つもなかった。

## 2) 建築士法の抜本的改正の提案（中間報告）について

事務局より、資料11によって法制度対応特別委員会で検討した建築士法抜本改正の提案概要及び実現に向けた取り組み・課題等について説明がなされた。

以下の発言がなされた。

柴田理事—今後のスケジュール感と建築界のコンセンサス作りはいかがか。

上野法制度対応特別委員長—ロードマップ作成は難しく、割愛した。士会連、J I A、日建連及び学会等の協力を得なければならない。

児玉会長—ロードマップ作成よりも、内容的な詰め・検討準備が必要。

## 3) 既存住宅状況調査制度普及促進の提案について

相原既存住宅状況調査専門委員長より、資料12によって委員会の意見、課題、制度の促進策について説明がなされた。

樋上常任理事より、以下の発言がなされた。

調査業務受託の流れ等の周知を図れないか。大阪会では、宅建協会と連携して業務分担の受け皿を作ったが、それでも多くて年10件程度しか仕事がない。今は周知が大事である。

## 4) 会員データベースに基づくネットワーク（業務連携）推進への提案について

内田業務開発専門委員長より、資料13によって委員会での検討経緯、ネットワーク（業務連携）・会員データベースの必要性、目的及び工程等について説明がなされた。

## 5) 石川会での建築復興支援センターの設置について

児玉会長及び事務局より、資料14によって石川会での能登半島地震建築復興支援センター設置にかかわる業務内容及び運営体制等について説明がなされた。

## 6) 会員・構成員異動報告

事務局より資料15によって、令和5年3月から4月の単位会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等の報告がなされた。

以下の発言がなされた。

白井副会長—建賠保険加入率の高い会に秘訣を聞きたい。

石井常任理事—群馬会では、日事連サービス創立の際に当時の会長が同社の社長に就任し、加入促進を図ったため。

本澤理事—栃木会では、先々代の会長が保険の必要性を説き、加入率50%を目指したため。

井上理事—静岡会では、町村に対し、契約の際保険の加入者を優遇するよう働きかけたことが効いているのかもしれない。

#### <配付資料>

資料1：第72回定時総会報告事項及び決議事項（案）

資料2：第72回定時総会及び第141回建築士事務所全国会長会議等のスケジュール及び運営について

資料3：令和6年度収支予算の変更について

資料4-1：令和5年度単位会組織強化支援事業採択事業総括表

資料4-2：令和5年度単位会組織強化支援事業単位会に対する会員増強奨励金

資料5：令和6年度単位会組織強化支援事業について

資料6：会員増強単位会表彰について

資料7：令和6年度BIMによる建築プロジェクト作成のための技法、技術研修について

資料8：令和6年度共同要望運動の実施について

資料9：令和8年度建築士事務所全国大会の主管会について

資料10：「建築士事務所登録手数料の考え方」に関する研究会について

資料11：法制度対応特別委員会・活動報告

資料12：既存住宅状況調査専門委員会からの既存住宅状況調査制度普及促進の提案

資料13：会員データベースに基づくネットワーク（業務連携）推進への提案

資料14：令和6年度能登半島地震建築復興支援センター設置要項（案）

資料15：会員・構成員異動報告等

## ■第72回定時総会 議事概要

1. 日時 令和6年6月25日（火）14：40～15：08

2. 場所 東京都中央区銀座6-14-10 銀座東武ホテル3階「龍田」

3. 総会構成者総数、定足数及び出席者数

総会構成者総数 47人

定足数 24人

出席者数 47人（うち、書面表決書提出2単位会）

○書面表決した者の氏名

北海道会 川幡宏一、岡山会 山田 暁

4. 出席者の氏名

(1) 正会員・指定代表者の氏名

青森会	山口 聡	岩手会	佐々木章	宮城会	高橋清秋	秋田会	村田良太
山形会	原 行雄	福島会	安藤正道	茨城会	河野正博	栃木会	山崎良知
群馬会	石井繁紀	埼玉会	佐藤啓智	千葉会	井桁正昭	東京会	千鳥義典
神奈川会	平山正義	新潟会	本間裕之	長野会	伊藤公績	山梨会	初鹿和久
富山会	稲葉伸一	石川会	小林正澄	福井会	木下賀之	岐阜会	荒井誠二
静岡会	金丸智昭	愛知会	安藤春久	三重会	相原清安	滋賀会	大村 修
京都会	上野浩也	大阪会	樋上雅博	兵庫会	原田敏文	奈良会	阪口龍平

和歌山会 城本章広 鳥取会 井手添誠 島根会 坂本拓三 広島会 豊田隆雄  
山口会 小倉 凡 徳島会 内野輝明 香川会 鉄川裕崇 愛媛会 烏谷陽一郎  
高知会 田中健一 福岡会 西 洋一 佐賀会 内田 要 長崎会 木場耕志  
熊本会 田中之博 大分会 仲摩和雄 宮崎会 村社俊弘 鹿児島会 八反田淳一  
沖縄会 池間 守

## (2) 役員

会 長 児玉耕二  
副会長 白井 勇  
専務理事 居谷献弥  
常任理事 矢野敏明  
理 事 川元 茂、佐野吉彦、柴田淳一郎、瀧本裕之、富樫 亮、林田康孝、本澤 崇  
監 事 林 貞義

## (3) 理事候補者

清吾幸子、東山 圭、山室昌敬、杉藤 崇

## 5. 司会 事務局長 前田

## 6. 会議の成立

司会者より、正会員47単位会全員（書面表決書提出者を含む）が出席し、定款第19条の定足数を満たしており、会議が成立している旨報告がなされた。

## 7. 議長及び副議長の選出

司会者より、議長及び副議長の選出について諮ったところ、拍手多数により次の者が選出された。

議 長 井手添誠鳥取会会長  
副議長 木下賀之福井会会長

## 8. 議事録署名人の選任

議長より、議事録署名人の選任について諮ったところ、拍手多数により、議長・井手添誠、原行雄山形会会長及び木下賀之福井会会長が選任された。

## 9. 議 事

### (1) 報告事項1 令和5年度事業報告

居谷献弥専務理事より、第72回定時総会議案書(以下「議案書」という。)の3ページから28ページの内容について報告がなされた。

### (2) 第1号議案 令和5年度決算承認の件

居谷献弥専務理事より、議案書の29ページから37ページの内容の説明及び提案がなされた。続いて、林貞義監事より、議案書38ページに記載のとおり監査報告がなされた。

議長より第1号議案の承認について採決したところ、異議なく、議案書のとおり承認した。

### (3) 第2号議案 役員選任の件

居谷献弥専務理事より、議案書39ページの令和6・7年度の理事候補者35名及び監事候補者2名について説明及び提案がなされ、議長より、役員選任案について採決したところ、異議なく、令和6・7年度の役員を次のとおり選任した。

1) 理 事 相原清安、安藤春久、安藤正道、井桁正昭、石井繁紀、伊藤公績、上野浩也、

内野輝明、大村 修、金丸智昭、河野正博、川元 茂、佐藤啓智、柴田淳一郎、  
白井 勇、杉藤 崇、清吾幸子、高橋清秋、瀧本裕之、千鳥義典、鉄川裕崇、  
豊田隆雄、仲摩和雄、西 洋一、林田康孝、東山 圭、樋上雅博、平山正義、  
本澤 崇、本間裕之、村社俊弘、村田良太、山口 聡、山室昌敬、居谷献弥

2) 監 事 阪口龍平、初鹿和久

議長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べた。

## ■令和6年6月 臨時理事会 議事概要

1. 日 時 令和6年6月25日(火) 15:13~15:20

2. 場 所 銀座東武ホテル3階「龍田」

3. 理事全構成者総数、定足数及び出席者数

理事候補者総数35名、定足数18名、出席者数35名

4. 出席者

理 事 相原清安、安藤春久、安藤正道、井桁正昭、石井繁紀、伊藤公績、上野浩也、  
内野輝明、大村 修、金丸智昭、河野正博、川元 茂、佐藤啓智、柴田淳一郎、  
白井 勇、杉藤 崇、清吾幸子、高橋清秋、瀧本裕之、千鳥義典、鉄川裕崇、  
豊田隆雄、仲摩和雄、西 洋一、林田康孝、東山 圭、樋上雅博、平山正義、  
本澤 崇、本間裕之、村社俊弘、村田良太、山口 聡、山室昌敬、居谷献弥

監 事 阪口龍平、初鹿和久

事務局 前田、野出、三浦、千浜

5. 会議の成立

司会者より、理事会構成理事35名全員が出席し、過半数の出席となっているため、定款第41条の定足数を満たし、会議が成立している旨報告がなされた。

6. 仮議長の選任

司会者より、定款第40条で「理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる」と規定されているが、会長及び副会長が選任されていないため、仮議長の選任について諮ったところ、司会者に一任され、仮議長に白井勇理事が選任された。

7. 議事録署名人の選任

仮議長より、定款第45条第2項の議事録署名人の規定が読み上げられ、次の者を議事録署名人に選任した。  
白井勇仮議長、阪口龍平監事、初鹿和久監事、互選された会長

8. 議 事

(1) 会長の互選について

仮議長より、会長の互選について諮ったところ、樋上雅博理事より会長候補者の提案があった。

仮議長より同提案について諮ったところ、理事全員の一致をもって、上野浩也理事を会長に選出した。

なお、被選出者は、席上その就任を承諾した。

(2) 議長就任

会長が選出されたことにより、定款第40条に基づき、議長を、仮議長の白井勇理事から上野浩也会長に交替した。

### (3) 副会長、専務理事及び常任理事の互選について

議長より、令和6・7年度の副会長、専務理事及び常任理事の互選人数について、副会長6名、専務理事1名及び常任理事6名とすることについて諮ったところ一同これを承認した。

続いて議長より、互選の方法について意見を求めたところ、樋上雅博理事より上野浩也会長より選任案を示すよう提案があった。議長より同提案について諮ったところ、一同これを承認した。

議長より、選任案を示し諮ったところ、次のとおり満場一致で選任した。

副会長 村田良太理事、白井勇理事、相原清安理事、樋上雅博理事、内野輝明理事、西洋一理事  
専務理事 居谷献弥理事  
常任理事 山口聡理事、石井繁紀理事、安藤春久理事、大村修理事、鉄川裕崇理事、仲摩和雄理事

## ■第6回教育・情報委員会議事概要

日時 令和6年5月31日(金) 14:55~17:10

場所 日事連会議室

出席者 委員長 村田良太

委員 山口 聡、山崎良知、櫻井哲男、神余智夫、肥後潮一郎

事務局 居谷、前田、野出、東小川

欠席者 委員 佐藤和夫

担当副会長 岩本茂美

配付資料

第5回「教育・情報委員会」議事概要

資料1-1: 令和5年度「開設者研修会」実施結果一覧

資料1-2: 「開設者研修会」共同要望書

資料2: 「法定講習」受講者数等

資料2-1: 令和5年度「管理建築士講習」「建築士定期講習」実施結果一覧

資料2-2: 令和6年度「管理建築士講習」「建築士定期講習」実施計画一覧

資料2-3: 新システムによる申込・受付方法の経過について

資料3: J I I M A ウェビナー2024

資料4: 令和5年度 教育・情報に関する事業報告(案)

議 事

#### 1. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について

##### (1) 令和5年度の実施結果について

- 事務局から令和5年度の実施結果について説明・報告した。(資料1-1)

##### ■実施結果について

- ・ 42単位会、60会場で開催。石川会と高知会で知事指定が得られ、知事指定は36単位会となった。その他、後援5単位会、無しが1単位会。13単位会で都道府県から受講奨励文が出ている。例年どおり神奈川会、山梨会、愛知会、京都会では開催なし、加えて千葉会でも開催なし。
- ・ 前年度より3単位会、2会場で開催が増えたが、受講者は2,794名で535名減。前年度はテキスト大改訂の1年目で受講者の入りがよかったことも一因。

- ・会員種別は会員が28.1%、会員外が71.9%。資格者内訳は、管理建築士でない開設者が5.9%、開設者兼管理建築士が59.7%、開設者でない管理建築士が31.1%、その他が3.3%で例年どおり。
- ・受講料は、会員平均が12,312円、会員外平均が15,669円で、前年度と同様。
- ・理解度確認チェックを実施したのは8単位会、配付のみは7単位会。
- ・CPDの申請者数は全受講者の21.1%で例年どおり。
- ・前回委員会で時間配分について、章単位でプログラムから抜いている単位会があると報告したところ、「特に事務所経営を扱っている第2章は抜かずに、テキストに沿ったプログラムとするよう単位会にリクエストする」こととなったため、該当の単位会に状況を聞いた。

【大分会】第2章、第3章に時間が配分されていないが、地域編で働き方改革（第2章）、改正省エネ法・BIM（第3章）を扱っている。

【東京会】第1章、第4章に時間が配分されていない。以前から変則的なプログラムを組んでおり、テキストに沿った内容にする予定はない。

【沖縄会】第3章に時間が配分されていない。講習時間が長すぎるとして、法定講習と重複する内容は極力省きたい意向。

#### ■研修会に関するデータについて

- ・指導要綱等について、北海道会では修了証が事務所登録・更新時の任意書類となり、高知会では受講努力義務が追加された。
- ・直近5年間の受講者数について、事務所登録数に対する全受講者数の比率は15.9%、会員数に対する会員受講者数の比率は30.6%。指導要綱等、都道府県がらみのなんらかの条件がある単位会では受講率が高く、母数の多い主要都市では低い傾向。

#### ■テキストの改訂について

- ・3月に執筆者に見直しを依頼。主に業務報酬基準の改正部分について追記した。現在編集作業中、6月下旬発行予定。近日中に単位会に開催依頼。

#### (2) 実施促進等について（共同要望書）

##### ○ 事務局から共同要望書について説明・報告した。（資料1-2）

- ・資料は広報・渉外委員会を経て、昨日の常任理事会に提出されたもの。
- ・本委員会の文案から2点変更。①研修会の具体的な名称を明記し、②添付書類として活用することのみでなく、知事指定にすることも要望に加えた。
- ・6月の理事会で決定、印刷物はデータとともに7月初旬に送付予定。

##### ○ 委員からの意見は以下のとおり。

- ・村田委員長：前回委員会で、近く県との意見交換があり事務所登録・更新時の書類に加えるよう働きかけるとのことだったが、いかがだったか。
  - 山崎委員：ほかの都道府県の例も話したが、法律にないことを定めることは難しいとのことで、検討継続中。
  - 村田委員長：秋田県では門前払い。
- ・村田委員長：三重会では指導要綱で添付書類となっているがいかがか。
  - 櫻井委員：強制力はない。受講修了証がなくとも、誓約書的なもので可。後追いもしていない。
- ・山崎委員：添付書類になっている単位会の、書類の書式を見たい。

- 事務局：該当の単位会に尋ねてみる。
- ・山口委員：県に申し入れても、根拠がないと戻されてしまう。単位会の財政はこういった講習会にかかっているが、日事連から再度国に依頼できないか。
- 事務局：建築指導課に申し入れたことはあるが難しい。法定化されれば他の団体にも開放され、競争になるという面もある。
- ・村田委員長：受講料のうち、日事連の収入はいくらか。
- 事務局：テキスト代4,400円のみ。
- 村田委員長：小規模な単位会では金額を下げることも考えられるか。単位会の財政面への配慮については次期委員会に議論を持ち越したい。

## 2. 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）について

### (1) 令和5年度の実施結果について

- 事務局から令和5年度の実施結果について説明・報告した。（資料2, 2-1）
- ・コロナ禍の対応が続いていたが、5類に移行したことで制限が緩くなった。
- ・管理建築士講習は、事務所協会で52会場487名（42.1%）、（公財）建築技術教育普及センター（以下、建築教育センター）直轄のオンライン講習では670名（57.9%）が受講し、合計受講者数は1,157名。前年度比96名増。
- ・建築士定期講習は、事務所協会で160会場8,330名が受講。3か年前に比べ合計受講者数は約92%にとどまった。シェアは事務所協会30.7%、士会46.9%（12,721名）、建築教育センター直轄のオンライン講習22.4%（6,076名）。

### (2) 令和6年度の実施計画について

- 事務局から令和6年度の実施計画について説明・報告した。（資料2-2）
- ・管理建築士講習は、事務所協会では41会場・定員772名の計画。昨年まで開催していた福島会、神奈川県で開催予定なし。前年度に比べ、講習会場は11減。1人あたりの会場費が約半分になってしまったこと、オンライン講習の実施が影響していると思われる。
- ・建築士定期講習は、事務所協会では126会場定員8,876名の計画。3か年前に比べ講習会場は32減、定員は約1,570名減。これは建築教育センターの年間受講者の予測数において、2割がオンライン講習を受講すると想定しているため。
- ・令和6年度版の管理建築士講習テキストは、昨年同様、吉田調査役と日事連サービス・辻専務に見直しを依頼。例年5月にテキストを切り替えていたが、DVDの作成が毎年ぎりぎりになることから、今年度からは6月に切り替えることとなった。4月18日に両講習の見本テキストを単位会に送付。

### (3) 新システムによる申込・受付方法の経過について

- 事務局から新システムによる申込・受付方法の経過について説明・報告した。（資料2-3）
- ・2月14日に単位会からの会場設定の申請を締め切り、日事連で確認の後、建築教育センターで承認作業を行った。
- ・3月13日、受講対象者への案内を単位会に送付。どのような案内を受講者が受け取るか単位会であらかじめ把握しておく必要があるため、建築教育センターに事前に内容を見せてくれるよう依頼していたが、決定版が届いた。ハガキでの案内になるとのことだったが、A4サイズの案内状、対面方式の受講要領、日程表を3つ折りにして封書で送付。また案内状の文面は、以前委員会で報告したとおり両連合

会と打ち合わせをして細かい表現を決定したが、異なる表現となった。建築教育センターの電話番号は掲載せず、各単位会に電話で問い合わせるようこの案内。

- ・ 3月末になってようやくシステムマニュアルと実施要領が送られてきたが、申込サイトは4月1日までアクセスすることができず、受講者が見る画面がどのようなものか具体的にわからない状態。またシステムマニュアルと実施要領は、たびたび更新され読み込みに苦労した。
- ・ システムは、オープン早々に不具合が相次いだ。
- ・ 単位会からのクレームやリクエストは建築教育センターに連絡し、即時対応可能なことは対応してもらい、そのほかについても検討に加えてもらっている。
- ・ 単位会からは「初回の会場に人が入らない」という連絡が多いが、建築教育センターでは例年と変わらない申込ペースとのこと。オンライン講習の比率も2割程度で、前年度の最終的な比率と同様、ただし都道府県により差がある。
- ・ 申し込みが少ない単位会では、①受講対象者への案内を忘れていないかと何度も問い合わせてきたり、②紙申込み希望者に、事務所協会の会場で受けることを条件に単位会で送料を負担して申込書を送付したり、③独自の受講案内を作成して、紙でも申し込めることをアピールしたりしている。なお、現在の紙申し込みの比率は13%程度。
- ・ 現在の問題点として、①単位会が会場の情報を変更すると連合会とセンターの承認がない限り受付がストップしてしまう、②申込サイトのデザインがオンライン講習を誘導するようにできており、対面講習への入口がわかりづらい、など。改良の要望を継続する。

○ 委員からの意見は以下のとおり。

- ・ 村田委員長：ある単位会では、「申込みオンライン化の案内が届いて、インターネットはできないからもう引退・廃業するしかないと思っていたところ、事務所協会から紙の申し込みもできるという案内が届いて助かった」という方がいたとの話。申込数が少ないのであれば、そういった人をカバーする必要がある。
- ・ 櫻井委員：申込サイトは、意図的にオンライン講習に誘導しているようだ。三重会では、特に理事や委員にはロコミで会場受講をお願いしているが、1回目の会場の申込数は半分くらいに減っている印象。
- ・ 肥後委員：単位会ごとに会員の状況などが異なるので、それぞれに合ったスタイルを選んでいくことになる。自分はオンラインを推進した方がよいと思う。最終的には事務所協会もオンラインを推進していくことになっていくのだろうか、難しい。
- ・ 村田委員長：70代以上が2割程度いるため、その方々が廃業するとなれば事務所数も1、2割減る。受講し損ねて管理建築士が処分されでもしたら、建築士事務所の業務にかかわってくる。申し込み方法が変わったことで、事務所の経営に影響があってはならない。申込数が少ないようであれば、建築教育センターに受講促進案内ハガキの送付を要望したい。手を打たないのであれば日事連、単位会で案内ハガキを送付するなど策を考えたい。10月くらいになれば、各単位会の傾向がわかるか。上半期のデータをもとに受講予測数と照らし合わせて方策を考えることとしたい。

3. 他団体との講習の協力開催等について

○ 事務局から「J I I M A ウェビナー2024」について説明・報告した。（資料3）

- ・ （公社）日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）が「J I I M A ウェビナー2024」を開催するにあたり広報を依頼され、単位会に会員への周知を依頼した。

- ・日事連ではJ I I M AとともにWGを立ち上げ、令和元年度から「設計図書の電子的作成・保存の実務講習会」を開催していた。
- ・内容は、建築設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン押印廃止対応改訂版の解説。期間は6月4日から18日まで。オンデマンド動画配信、無料。資料はサイトからダウンロード。

#### 4. 【協議事項】令和5年度事業報告について

- 委員長から令和5年度事業報告案について説明・確認し、承認された。(資料4)

### ■第7回 業務・技術委員会 議事概要

日 時 令和6年5月21日(火) 15:00~17:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 内田 要

副委員長 相原清安

委 員 村上 学、河野正博、尾関和彦、吉居龍治、内野輝明、山城新吾

担当副会長 木下賀之

事務局 前田、野出、安藤、岡本、千浜、吉田

配付資料

第6回議事概要

資料1：令和5年度業務・技術に関する事業報告

資料2-1：既存住宅状況調査技術者講習の実施状況

資料2-2：既存住宅状況調査制度普及促進の提案

資料3：会員データベースに基づくネットワーク（業務連携）推進への提案

資料4：令和6年度B I Mによる建築プロジェクト作成のための技法、技術研修について

資料5：業務報酬基準告示第8号の周知・普及について

資料6：適合証明技術者の登録更新者数（24.5月現在）と収支試算について

資料7-1：令和7年4月1日から省エネ基準適合の全面義務化や構造関係規定の見直しなどが施行

資料7-2：パブコメ概要

議 事

(協議事項)

#### 1. 令和5年度業務・技術に関する事業報告について

- 資料1により令和5年度の業務・技術に関する事業報告について事務局より説明された。協議の結果、資料1の通り了承された。

(報告事項)

#### 1. 各専門委員会・WGよりの報告

- 資料2-1により既存住宅状況調査技術者講習の令和5年度の開催状況と受講者数について事務局より報告された。主な内容は以下の通り。

- ・令和5年度の修了者数は会場とオンラインあわせて新規454名、更新は2,474名であり、合計で2,928名の修了者であった。令和5年度は3年間で一番受講者が多い年であるが、令和3年の登録者より約1,000名が減少した。

- ・修了者の減少は他の登録機関でも同様で、2023年度は5団体あわせて11,000名で、2020年度の16,000名より5,000名が減少している。日事連のシェアとしては25%→26.5%とむしろ増加している。

○資料2-2により相原副委員長より、既存住宅状況調査専門委員会からの既存住宅状況調査制度の普及促進の提案が説明された。主な内容は以下の通り。

- ・国の調査で既存住宅状況調査が普及しない原因として挙げられているのは、認知度・理解度の低さ、インスペクション活用のメリットがわかりづらいこと、調査機会の逸失などがあげられているが、委員会でも同様な意見が出されていた。
- ・既存住宅状況調査のよりわかりやすい周知方法として日事連・単体会のHPでの情報提供を提案。消費者が検索ですぐにたどれるように「中古住宅」というWordで検索できるようにすること、既存住宅状況調査に関する各自治体の補助制度の紹介などを行っていくことなどが提案された。

○次のような意見交換を行った。

- ・情報提供であるが、JIAのカーボンニュートラルのセミナーがあり、四国各県でテーマを持ち寄って会議を開催している。香川県で既存住宅のことをテーマに出したいという話があった。香川では毎年新築がたとえば1,000軒建てられるとすると既存のストックが15年分ある。新築だけでなく既存の住宅をどうしていくかについて考えていかないといけないということである。既存住宅を使うことが大事なので既存住宅状況調査、耐震診断・改修などを行えば、国、市町村などから補助金が出るような仕組みが考えられないか。日事連、JIA、三会の共同提言などを行って全国で声を集めて展開していけば地域経済も回って行政にとってもいいのではないかと考えている。
- ・提案については緊急に実現していくこととしてももう少し長期的に考えた時に建築物の既存不適格をやめる方向で考えられないか。建築基準法では建物の維持管理は所有者の責任としているので既存のストックを取得した場合に中古物件の所有者として現行法に合わせないとおかしいのではないか。所有権の移転は良質なストックでなければだめというようにできないかと考えている。
- ・中古住宅の販売は商売になってしまっているので既存住宅が耐震診断もせずに販売されている。こちらから見るとおかしい。
- ・耐震診断や改修がマンションの価格に反映されない。
- ・福井でも町家を改装しての旅館が増えた。事業であればコストをかけるが、一般の中古住宅の場合はできるだけ安価になってしまう。既存住宅状況調査技術者も最初はみんなが参加していたものが仕事がないのでだんだん減っていつてしまう。
- ・最近、資材の高騰などから若い人が中古を買って改装している。奥能登では家が倒れたりしているので自分のことだけではないと考えるべき。

○資料3により内田委員長より業務開発専門委員会からの提案として会員データベースに基づくネットワークの推進への提案が説明された。主な内容は以下の通り。

- ・会員同士が互いを補完しながら業務分野を広げていくにはネットワークの構築が大切。
- ・ネットワークの構築のためには共通した会員情報のデータベースが必要。東京会ですでに構築済みのデータベースがあるので、それをもとに基準となるデータベースを構築する。
- ・今後3年間で全国的なネットワークが可能な環境を構築し、将来は設備事務所、構造事務所、積算事務所等とも連携、一般消費者の利便性が向上することを旨とする。

○次のような意見交換を行った。

- ・今後の展開についてだが、設備協会とは連絡会のようなものはあるのか。  
→流れからいくとそのようにできるのではないかということ。東京会ではすでに行われている。
- ・業務開発というと単位会が事業を何か生み出していくことと思うが、中四国で徳島会が他の単位会に何か事業を行っているかとアンケートをしたときには特に何もあがってこなかった。木造の耐震診断であれば多くの単位会で行われており、先ほどの既存住宅の話とつなげていくことで単位会の収入につながっていく業務ができるようになるのではないかと。会員増強にもつながる。
- ・先ほどの既存不適格は認めないという提案もそれを見越している。官庁営繕でも新築がなくてほとんどが改修。既存不適格のものを耐震診断・改修をすることになれば建築士の業務に広がっていく。

○資料4により事務局より令和6年度のBIMによる建築プロジェクト作成のための技法、技術研修について説明された。国土交通省の補助事業として令和5年度と同様の講習を行うが、要望のあった建築資格未取得者も申込可、一事務所からの複数人の申込を可とした。事業実施体制としては福岡会に研修の実施の業務委託を行う。山城委員より沖縄県内では65%がアーキヤドでプラットフォームを作って若い人に協力をお願いして活動している旨の情報提供があった。

## 2. 業務報酬基準告示の改正について

○資料5により業務報酬基準告示第8号の周知・普及について事務局より説明された。

国交省によるオンライン説明会の模様を録画して、データを単位会に提供。各単位会での講習会開催、会員専用ページへの動画のアップロードなどを通じての告示の周知・普及を図った旨、説明された。

## 3. 適合証明技術者の登録状況と収支試算について

○資料6により事務局より適合証明技術者の登録状況と今後3年間の収支試算について説明された。主な内容は以下の通り。

- ・4月30日現在の登録者は1,627名。更新時期の登録者が2,403名であるので約67%の登録ということになる。各単位会の比率は資料6の通り。
- ・予算では2,200名の登録を予定していたが、実際には1,627名の登録であったため、収支の試算では次期繰越収支差額が1,078万円余になり、令和7年度には赤字となる見込み。

## 4. 省エネ基準義務化に伴う構造関係規定の見直し等について

○資料7-1、7-2により事務局より省エネ基準適合の義務化や構造関係規定の見直しの施行について説明された。主な内容は以下の通り。

- ・資料7-1は、省エネ法の改正の施行期日を定める政令及び施行に伴う関係政令の整備についての報道発表資料。省エネ法の施行を令和7年4月1日と定める政令、構造関係規定を整備する政令などが閣議決定された。構造関係規定の整備に関する具体的な内容は告示に委任する。
- ・資料7-2は、省エネ法改正に伴う関係告示の制定・改正についての概要で4月18日～5月17日でパブリックコメントを行っていた。6月公布予定、令和7年4月1日施行。
- ・告示の内容としては、木造建築物における構造規制の見直し（壁量基準の見直し、鉛直方向壁量充足率の位置づけ、柱の小径基準の見直し、伝統的構法に関する基準の見直し、学校の木造の校舎に係る柱、軸組等の基準の新設）、住宅性能表示制度、長期優良住宅認定制度における壁量基準等の見直し、木造建築物以外の建築物における構造規制の合理化など。

## ■第39回 構造技術専門委員会議事概要

日 時 令和6年5月28日(火) 15:00~16:30

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 鈴木正英

委 員 樫野昇一、佐藤博昭、仲山雅一、西 邦弘、横田友行

事務局 安藤、岡本、吉田

欠席者 副委員長 山浦晋弘

特別委員 吉田優一朗、向井智久

<配付資料>

資料1 【議事次第・配布資料】第24回構造基準委員会

資料2 【資料】第24回構造基準委員会(委員限り)

資料3 【参考資料】第24回構造基準委員会(委員限り)

参 考 パブコメ概要

<議 事>

### 1. 構造関係規定のあり方に関する検討会の報告

鈴木委員長より、3月1日に開催された第24回構造基準委員会での検討状況について説明がなされた。(資料1~3)

○今後のスケジュール

- ・次の第26回構造基準委員会は7月を予定していたが、8月19日(月)に開催することとなった。
- ・令和7年4月に構造関係規定に関する改正内容が施行される。
- ・この間、平行して能登半島地震関係の委員会も開催されており、今年の秋頃を目途に能登半島地震の検討結果がとりまとめられる予定。

○委員会での検討状況

- ・木造建築物に関する改正が中心で、3月1日の委員会では、枠組壁工法、壁量等適用除外の構造計算基準、評価方法基準、柱脚の浮き上がり、床組・小屋ばり組、CLTパネル工法の改正内容について審議がなされた。
- ・告示改正(案)は、法第20条の改正に伴う技術的基準の追加および省エネ化等による建築物の重量化に対応するための技術的基準の追加等である。

○能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会での検討状況について

- ・低層木造建築物における新旧耐震建築物の被害調査や被害の原因分析のほか、地震地域係数0.9が適正であったかどうかを検証している。熊本地震の検証では、地震地域係数は適切であったとの結論が出されている。
- ・建築物の使用継続性や復旧・復興の容易性等についても、検討事項として挙げられている。

○質疑等

- ・改正(案)概要で、「法第20条改正(高さ緩和)に伴い、階高が3.2mを超える場合、階高に応じた調整係数 $\beta$ を乗じることとする」とあり、下に調整係数 $\beta$ の計算式が示されているが、国土交通省のホームページに掲載されている改正建築物省エネ法オンライン講座の「確認申請・審査マニュアル」の動画では、「筋かいの壁倍率低減」の説明で、『面材耐力壁の場合は $\beta$ 低減を行わなくてよい』と解説している。今回の構造基準委員会の資料を見ると、特段、構造種別を限定していないように取れるが、どの構造でもこの計算式を使用すればよいと考えてよいのか。

→事務局から国土交通省に確認する。

- ・告示改正（案）の概要で、「耐震改修促進法」耐震診断の指針等について「改正せず」となっているのは何故か。  
→耐震改修促進法には壁量規定が無いため、変更点が無かったのではないかと。（一財）日本建築防災協会の耐震診断基準等は改正を検討しているようである。
- ・（公財）日本住宅・木材技術センターのホームページに掲載されている、新しい壁量等の基準（案）に対応した設計支援ツールの表計算ツールは、建物形状や建物規模（例えば、切妻屋根や狭小住宅の場合）によっては許容応力度計算の結果よりも危険側になることがあるため、表計算ツールを使用するにあたり、使用上の留意事項を明記するか、安全率をもっと高くした方がよいのではないかと。  
→簡易法は必ず安全側にならなければいけないのではないかと。  
→設計者によっては、簡易法と許容応力度計算を意図的に使い分けるケースも出てくるのではないかと。  
→事務局から国土交通省に伝える。
- ・以前会誌に、吹き抜け等を計画する際に配慮すべき構造上の留意点について注意喚起の記事を掲載したが、その内容は今回の改正で解消されているのか。  
→解消されていないと思う。  
→床倍率は品確法独自の検討項目で、建築基準法では考慮の対象になっていないため、今回充足率の改正を行ったとしても吹き抜けのある建物形状によっては表計算ツールの利用だけでは不十分である。
- ・地震地域係数を見直すという話を聞いたが、検討はされているのか。  
→3月1日の構造基準委員会では、見直しの話は出なかった。  
→地震地域係数は廃止すべきだと思う。

## 2. その他

事務局より、省エネ基準適合の義務化や構造関係規定の見直しの施行について説明がなされた。（参考資料）省エネ法改正に伴う関係告示の制定・改正についての概要で、4月18日に委員にメールで周知したもの。5月17日にパブリックコメントが終了し、令和7年4月1日に施行される。

## ■第11回会誌編集専門委員会 議事概要

日 時 令和6年6月4日（火）10:00～11:36

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 荻窪伸彦

副委員長 宇塚幸生

委 員 田端友康、鈴鹿美穂、小泉 厚、齊藤滋史、福山雅也

広報・渉外委員長 石井繁紀

オブザーバー (株)ジェイクリエイト 城市奈那、江島千鶴

事務局 居谷、前田、三浦、井上

<配付資料>

資料1-1：令和6年7月号台割

資料1-2：7月号表紙案

資料2-1：令和6年8月号台割

資料2-2：令和6年9月号台割

### 資料3：特集提案

参考1：令和6年度 年間台割表

参考2：令和5年度 年間台割表

### 議事

#### 1. 直近の会誌（5月号・6月号）の掲載内容についての意見交換

会誌の掲載内容について、各委員より感想等を述べた。

<5月号>

##### ◇特集 備える建築

- ・能登半島地震の被害状況は、冒頭ではなく最後に掲載した方が良かったと思う。読者が能登半島地震の特集と誤解する可能性がある。
- ・（上記とは反対に）最初に能登の被害状況を知ること、その後の特集を深く読み込みきっかけになった。
- ・被災地では技術者が不足していると聞いている。会誌でも復興の過程をフォローできると良い。
- ・実際に機能した避難所のレイアウトが掲載されていたのが非常に参考になった。
- ・防災計画は行政が主導することが大半なので、どのような指示があって建築したのかなど、行政とのやりとりについても触れてあると良かった。
- ・表紙を飾ったKurita Innovation Hubも、事例紹介で詳しく知りたかった。
- ・取材先の建築士事務所の設計者の氏名を明記すると良いのではないか。

##### ◇令和5年度日事連建築賞作品紹介

- ・梁の重ね方等、構造上の関心を引く写真・平面図が掲載されていたが、P26左上の写真に加工ミス（小さな写真が重なっている）があったのがもったいない。
- ・福島県建築設計共同組合が連名で受賞しているが、どのように受注した業務なのか知りたかった。

##### ◇BIMで変わる、BIMで変える

- ・導入したきっかけや所員への提供方法等、BIMの成果だけでなく過程も書かれており、他事務所にとっても参考になる内容だった。

<6月号>

##### ◇特集1 まちに開かれた金融機関

- ・城南信用金庫高円寺支店の保育園を併設するという発想が斬新だった。
- ・福井銀行今立支店は、銀行ロビーに行くまでに必ず地域テラスと地域交流室を通過する設計となっているので、その実際の使い方が分かるような写真があると良かった。同様に、りそなコエドテラスは入居する他の店舗の写真も見たかった。
- ・愛媛銀行久米支店は、隣地のドラッグストア駐車場と車両の乗り入れを可能にしているということなので、平面図にドラッグストアの記載までであると良かった。
- ・高知銀行南支店の平面図も掲載してほしかった。また、P15-16に掲載されたロビーの写真が似通っていたので、もう少し変化があった方が良かった。
- ・「歴史的銀行建築の活用」は、今回紹介された以外にも多くの事例があるので、単独で特集しても面白いのではと思った。
- ・歴史的銀行建築は取り壊されてしまう事例も多い。今回の特集を読んで、利活用の道が広がってほしいと感じた。

#### ◇令和5年度日事連建築賞作品紹介

- ・設計した建築士の姿勢や考え方が伝わる内容だった。

#### ◇単位会からの風

- ・東京会の寄稿で会誌『コア東京』をペーパーレス化するという記載があったが、実際はまだ議論の段階とされている。

なお、6月号の法律知識において、誤字なのか原文ママなのか判別しにくい箇所があったことから、今後の編集作業では留意することを確認した。

#### 2. 7月号の編集状況の報告

ジェイクリエイトおよび事務局より、7月号の編集状況について、台割案に基づき説明がなされた。(資料1-1)

#### ◇特集 小劇場・小ホール創造空間

- ・総論は、「戦後～現代にかけての小劇場・小ホールの歩み」というテーマで名古屋大学・清水裕之名誉教授のインタビューを掲載する。
- ・事例紹介は、早稲田小劇場どらま館、座・高円寺、THEATRE E9 KYOTOを取り上げる。
- ・会員寄稿では、群馬会館、ザムザ阿佐谷、Dr. フィリップス舞台芸術センター（海外事例）を紹介する。

#### ◇その他の主な記事等

- ・「令和5年度日事連建築賞作品紹介」は、優秀賞を受賞した東京会・(株)大林組が執筆する。
- ・「美術館・博物館巡り」は、福井大会特集の一環として福井会・(株)本緑建築設計事務所が執筆する。
- ・「続BIMで変わる、BIMで変える」は、兵庫会・(株)東影建築設計事務所が執筆する。
- ・編集後記は、福山委員が執筆する。

また、表紙について、ジェイクリエイトより提出された5枚の候補写真の中から、投票の結果、3番・早稲田小劇場どらま館を選定した。(資料1-2)

#### 3. 8月号以降の特集等の確認・検討

ジェイクリエイトおよび事務局より、8・9月号について、台割案に基づき説明がなされた。(資料2-1・2)  
<8月号>

#### ◇特集 高架下の秘めた魅力

- ・高架下空間は近年さまざまな形での活用が進んでおり、豊富な事例と法規的な観点、専門家へのインタビューを交えた特集としたい。
- ・事例紹介は、上野～新橋の赤レンガ高架橋下、KOCA、ささしま高架下オフィス等を取り上げる。
- ・「高架下空間活用の背景と鉄道沿線を軸としたまちづくり」について、千葉大学大学院・村木美貴教授にインタビューを行う。

#### ◇その他の主な記事等

- ・「見どころ見聞録(福井)」は、福井会の意向を踏まえ、2020年掲載の「訪ねてみたい街ガイド」を再編集して記事作成する方針となった。
- ・「景観・まちづくりPREVIEW」は、佐賀会が執筆する。
- ・「日事連発信」は、本年が役員改選の年にあたるため、令和6・7年度役員紹介を掲載する。
- ・編集後記は、小泉委員が執筆する。

#### 【意見等】

- ・「高架下」という言葉にネガティブなイメージがあるため、「高架」にしてはどうか。
- ・今回の特集には、あえて「高架下」という言葉を使用することで、これまでのイメージが刷新されていることを伝えるねらいがあると感じる。そのため、「高架下」は残し、「秘めた魅力」を「新しい魅力」にしてはどうか。

⇒検討の結果、特集タイトルを「高架下の新しい魅力」に変更することとした。

<9月号>

#### ◇特集 水辺の都市

- ・世界の水辺の都市について、水害等のリスクを踏まえた上でどのような街づくりを行っているかという着眼点で特集をまとめたい。
- ・「アジアにみる水辺の都市と建築」について、法政大学・高村雅彦教授にインタビューを行う。
- ・「水の都ヴェネツィアの建築・土木の構造の進化」について、近畿大学・樋渡彩教授にインタビューを行う。
- ・事例紹介は、福岡県柳川市、徳島県新町川等を取り上げる。
- ・「続BIMで変わる、BIMで変える」は、大阪会・(株)こま設計堂が執筆する。
- ・「日事連ニュース」は、全国会長会議および定時総会の概要、令和5年度事業報告を掲載する。
- ・編集後記は、委員の任期の変わり目にあたることから未定としている。  
→その後の検討にて、石井常任理事が執筆することとなった。

#### 【意見等】

- ・広島県で行われている、店舗が河川敷を利用する事例も追加してはどうか。  
→(ジェイクリエイト) 了解した。
- ・樋渡教授のインタビューについて、可能であればヴェネツィア以外の情報紹介もしてもらえると、世界の諸都市を概観できて良いのでは。
- ・水辺の都市の魅力と災害対策、どちらに重点を置いた特集になるのか。災害対策中心の特集でも面白いと思うが。  
→(ジェイクリエイト) 基本的には魅力を中心に紹介し、その中で災害対策にも触れる形を想定しているが、従来の切り口との差別化を図る意味でも、災害対策部分も丁寧に紹介したい。
- ・日本の水辺都市で特徴的な災害対策をしているところがあれば知りたい。  
→(ジェイクリエイト) 了解した。

#### 4. 特集の提案について

宇塚副委員長より、特集の提案について説明がなされた。(資料3)

<旅する建築空間>

- ・建築物以外の分野における建築士事務所の仕事・活躍を紹介するねらいで、提案する。
- ・鉄道や船、飛行機などで建築士がデザインや内装に関わった事例を紹介する。

#### 【意見】

- ・特集範囲を航空分野まで広げるとボリューム過多と思うので、陸・海に限定しては。
- ・本特集の掲載号では、「美術館・博物館巡り」で京都鉄道博物館を取り上げたい。
- ・海老名市のロマンスカーミュージアムも取材先として挙げられる。

検討の結果、本提案を2月号の特集テーマとすることとした。

#### 5. その他

・次期の会誌編集専門委員の選任は、総会での役員改選後、正副会長や専務理事等で検討を行うが、最終決定して委員会開催の日程調整をするまでに時間を要する見込みであることから、8月までは今期の委員会を継続することを確認した。

・次回委員会 8月28日(水) 15:00~17:00

## ■第19回法制度対応特別委員会議事概要

日時 令和6年5月16日(木) 10:00~11:40

場所 日事連会議室

出席者 委員長 上野浩也

委員 原 行雄、黒木正郎、白井 勇、木下賀之、井手添誠、仲摩和雄

事務局 居谷、前田、千浜、東小川、吉田

欠席者 委員 岩本茂美

議事

### 1. 今後の業法制定運動の方向性について

○資料1により「建築士法の抜本改正の提案について」の中間報告について吉田調査役より説明された。主な内容は以下の通り。

- ・前回の委員会からの修正点は赤字で記載。
- ・基本方針に業法制定運動は設計・工事監理業の業の確立であることを明記。
- ・目的条文に周辺環境の質の向上を追記。
- ・BIMのマネジメント業務を建築士の新たな独占業務として明確化。

○中間報告(案)について次のような意見交換を行った。

#### 【1. 法律の名称及び目的の見直し、2. 建築士事務所の業務内容及び「設計」の定義条文等の見直し】

- ・P.5のマネジメント業務で講習を修了した建築士とあるが、講習を受けなければならないのか。  
→管理建築士講習を指している。
- ・目的が職責に結びつくと思っている。BIM対応についてはこのような社会現象があるのでこのような枠組みをつくるというようなことはあるか。IT業界や海外での働き方がデファクトスタンダードになるのが怖い。設計・工事監理と建築物情報マネジメントは違うとならないような論理が必要。今までの建築設計の形が変わる、設計の形が変わったものといえる事例と材料が必要。
- ・今までの流れの中で整理しないといけない。入口が全く違うと未来は違う世界となる。入口のところで分ける必要があるか。
- ・あまり範囲を広げてしまうと我々には不利になってしまう。
- ・プレハブメーカーは、自分たちの仕事は建築士の資格持ってないとまずいと思っている。
- ・コンテナハウス、3Dハウスなどはダメと国土交通省に言っていないか。
- ・コンテナで作った倉庫は建築物か。トレーラーハウスは土地に定着しているか。全く異なるものとして判断していないか。
- ・時代の流れとしてBIMは必要なものというのはわかるが、国土交通省の考え方がわからない。設計BIM、施工BIM、いろいろな専門家などどのような形で法律にするのか。
- ・多分、我々が提案しないとわからない。

- ・BIMがあくまでもツールであれば問題ない。AIが加わり、普通の人が普通に使うようになるのとは違う。
- ・次回、議論を深めていかないといけない。

### 【3. 建築設備士の業務内容の見直し】

- ・平成26年の士法改正の時からずっとある問題。平成26年の改正では士法上に建築設備士が明確に定義された。設備士のウェイトは大きくなっている。
- ・これを確立しないと設備設計一級建築士の話の時に変になってしまう。
- ・すでにある建物は設備事務所があれば改修できてしまう。
- ・官庁などでは設備事務所に投げてしまっている。
- ・この規定案で参考になっているのは医療法。
- ・設計の業務独占はルールとして守らなければならない。
- ・設備事務所と建築士事務所を同等にしてほしいようなことはちらちら耳にする。そこは抑えていかないといけない。

### 【6. 小規模建築物の建築主の保護に関する規定強化】

- ・小規模の建築物を除いている規定をすべての建築物にする。
- ・裁判、建築相談などで必ずもめているのは小規模建築物。業務独占を守るなら業務責任がある。なおざりになっている小規模建築物の契約などは面積制限をなくすべき。

### 【4. 開設者の要件規定及び業態に見合う建築士事務所の種別整理、5. 建築士法人の新設等】

- ・建築士事務所を、個人事務所、法人事務所、建築士法人事務所の3つに分ける。
- ・単純に考えれば開設者を一級建築士にすればすべて解決するのではないか。
- ・兼業事務所から大反対される。いろいろな兼業がある。エレベーター協会は事務所登録しているが、中小業者が登録できないで確認を出せないで代わりに協会が登録して確認を出している。設備関係ではそういう問題があるのでそういうところも全部、代表取締役を一級建築士にするのは無理なので役員に建築士をいれるという提案をしている。専業事務所は個人事務所であっても建築士法人に移行すれば法人となる。
- ・そのときの法人税などはどうなるのかなどの質問が出るのではないか。
- ・それは弁護士法人などと同じと考えている。
- ・建設業許可を得ている法人の建設業許可はどの業種を想定しているのか。
- ・建設業許可が必要な29種類。
- ・建設業許可を取っていない人は外れる？
- ・外れる。そこは設計・施工をやっていない。
- ・地方で一番多いのは不動産と建築士を2つの資格をもっている人が両方やっているパターンであるが、そのような人は個人事務所ですべて、法人で大々的にやっているところは事務所登録してください、管理建築士は役員にしてくださいということ。
- ・専門のメリット、設計・施工のメリットがないとなかなか進まない。我々としては見栄えがいいが、見栄えが悪いところは反対する。
- ・まだまだピンと来ていない。
- ・前回の改正の時も提案している。
- ・少しずつ前進している中で責任の所在が見えやすいようにしようということにはなっている、動かないとだめ。
- ・個人の場合も同じか。建築士でない開設者はいっぱいいる。

- ・そういうことは排除していく。
- ・相続などで資格を持っていない人が跡を継ぐとか考えられる。
- ・資格を持っていない人は事務所の開設者にはなれなくなる。建築士法人になっていれば法人の代表社員は一級建築士なので跡を継ぐのも一級建築士となる。
- ・これは問題になるかもしれない。
- ・既得権益は認めなければならないがこの制度になれば新たなものはだめということになる。
- ・建設業の許可もなく建築士の資格もない人が建築をやっていることは結構ある。
- ・知り合いの税理士で税理士法人になっている人が仲間内の税理士法人にも所属しているということがあがるがそれはどうか。
- ・両方所属するのはまずい。文系の資格法人はいろいろ問題があつて法改正などもしている。
- ・文系の資格法人は個人で仕事をしている人が集まっている。我々の仕事はそうではないので許認可としている。
- ・P. 9 第 2 3 条の下線部で建設業許可を得ている法人は事務所を開設できると読めるが、法人には建築士資格はないので、法人の中のだれがしかが建築士資格をもっているということか。
- ・第 2 項で専任の管理建築士を置かなければならないとしている。

#### 【中間報告書についての今後の進め方について】

- ・内容はこれでよいと思うが、今後の展開なども入れたほうがよいのでは。他団体や国土交通省など。
- ・まず内部でもまないと。
- ・これは提案なので別紙で書くか。
- ・関係団体、国土交通省とも審議しながら検討を進めるくらいを書いておいた方がよい。
- ・具体的なスケジュールは書いておいた方がよいか。
- ・ヴィジョンとして書くとそれが独り歩きしてしまうのでそれは書かなくてよい。

○本日の「中間報告案」の赤字を黒字にして、常任理事会等へ報告をすること、「業法」は日事連創立以来の目標でもあるので、次期の委員会においても議論を進めてほしい旨を確認した。

(配付資料)

#### 第 18 回議事概要

資料 1 建築士法抜本改正の提案について 中間報告

#### ■主な行事予定

令和 6 年

- 7 月 22 日 日事政研役員会  
通常理事会
- 30 日 建築士事務所登録手数料の考え方に関する研究会
- 8 月 2 日 日事連建築賞選考委員会

令和6年6月末 会員・構成員異動報告等

1. 期間 令和6年6月1日～6月30日  
 2. 会員在籍 正会員 47団体 構成員 14,191事務所  
 賛助会員 10社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	△ 4	940	4,105	22.9%	+ 1	280	29.8%
青森	△ 1	161	880	18.3%	+ 1	46	28.6%
岩手	△ 1	272	903	30.1%		81	29.8%
宮城	△ 1	318	1,796	17.7%	+ 1	88	27.7%
秋田		135	972	13.9%		46	34.1%
山形		212	1,064	19.9%	+ 1	61	28.8%
福島		230	1,414	16.3%	+ 1	71	30.9%
茨城		427	1,807	23.6%		147	34.4%
栃木		164	1,273	12.9%		77	47.0%
群馬	+ 1	187	1,612	11.6%		89	47.6%
埼玉	△ 2	431	4,410	9.8%		136	31.6%
千葉		335	3,200	10.5%		112	33.4%
東京	+ 5	1,622	14,325	11.3%	+ 4	628	38.7%
神奈川		743	5,719	13.0%	+ 2	245	33.0%
新潟		296	2,139	13.8%		129	43.6%
長野	△ 1	375	1,988	18.9%		103	27.5%
山梨		105	778	13.5%		13	12.4%
富山	△ 1	293	1,110	26.4%		64	21.8%
石川		322	1,201	26.8%		69	21.4%
福井		196	906	21.6%		54	27.6%
岐阜	+ 1	109	1,322	8.2%	+ 1	35	32.1%
静岡	△ 3	372	2,947	12.6%		122	32.8%
愛知	△ 2	495	4,886	10.1%	+ 1	143	28.9%
三重		180	1,149	15.7%		61	33.9%
滋賀		179	1,092	16.4%		42	23.5%
京都		357	2,079	17.2%	+ 1	106	29.7%
大阪		794	6,201	12.8%	+ 1	247	31.1%
兵庫	+ 3	352	3,074	11.5%	△ 1	96	27.3%
奈良		102	905	11.3%		25	24.5%
和歌山		104	714	14.6%		25	24.0%
鳥取		117	467	25.1%		53	45.3%
島根		117	611	19.1%		54	46.2%
岡山	+ 3	374	1,389	26.9%		69	18.4%
広島		339	2,176	15.6%	△ 1	150	44.2%
山口	△ 1	108	965	11.2%		39	36.1%
徳島		106	708	15.0%		20	18.9%
香川		88	1,011	8.7%		21	23.9%
愛媛		196	1,148	17.1%	+ 1	56	28.6%
高知		138	617	22.4%		37	26.8%
福岡		464	3,193	14.5%		180	38.8%
佐賀	+ 1	176	508	34.6%		43	24.4%
長崎		227	761	29.8%		43	18.9%
熊本		226	1,367	16.5%		93	41.2%
大分		149	804	18.5%		47	31.5%
宮崎		108	1,010	10.7%		46	42.6%
鹿児島	△ 4	270	965	28.0%	△ 1	80	29.6%
沖縄		180	1,279	14.1%	+ 3	69	38.3%
計	△ 7	14,191	94,950	14.9%	+ 16	4,541	32.0%

※建築士事務所登録数(B)は令和5年4月1日時点の数字である。